

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(5)

目 次

人事委員会規則

○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	1
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	4
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	5
○扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	9
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	11
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	13

規 則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第11号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年富山県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 3 号イ中「昭和41年富山県条例第61号」を「昭和41年富山県条例第61号。以下「企業職員給与条例」という。」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「同一年度内在職期間（当該任期と同一の会計年度内において当該任期の職と同一の任命権者の会計年度任用職員として在職した期間（1 週間当たりの勤務時間が15時間30分未満とされた任期の期間を除く。）をいう。）」を「次に掲げる期

間と」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 当該任期と同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職した期間及び基準日の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続く場合における当該前会計年度において在職した期間（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満とされた任期の期間を除く。）
- (2) 職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

第12条第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。

- (1) 給与条例の適用を受ける職員
- (2) 特別職に属する富山県職員
- (3) 企業職員給与条例の適用を受ける職員

第13条の見出し中「在職期間」を「在職期間の特例」に改め、同条中「基準日現在の職と異なる任命権者の会計年度任用職員として在職した期間及び」を削り、「とする」を「を算入する」に改める。

第13条の2見出し中「勤務期間」を「勤務期間の特例」に改め、同条中「基準日現在の職と異なる任命権者の会計年度任用職員として在職した期間及び」を削り、「とする」を「を算入する」に改める。

第17条第2項の表中「280,000」を「335,000」に、「300,000」を「345,000」に、「325,000」を「355,000」に、「330,000」を「360,000」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第18条関係）

医療職報酬等基準額表

職の区分	医師又は 歯科医師	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士	保健師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学技 士、理学	看護師又 は助産師

						療法師、 作業療法 士、視能 訓練士、 言語聴覚 士、歯科 衛生士又 は歯科技 工士	
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	291,400	212,100	232,500	212,100	212,100	212,100	248,000
2	300,300	220,500	236,700	220,500	220,500	220,500	252,000
3	314,100	224,900	241,800	224,900	224,900	224,900	255,200
4	327,800	228,500	246,800	228,500	228,500	228,500	258,300
5	341,500	232,100	251,500	232,100		232,100	
6	354,000	235,600	254,800	235,600		235,600	
7		238,800	258,000	238,800		238,800	
8		241,800	261,200	241,800			
9		244,000	264,400	244,000			
10		245,900	267,600				
11		247,700	270,700				
12		248,900	273,800				
13		250,100	276,700				
14		251,300	279,500				
15		252,500	282,100				
16			284,700				
17			287,300				
18			289,900				
19			291,600				
20			292,800				
21			293,900				
22			294,900				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第12号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事部局の項中「、地方創生局長」の次に「、観光推進局長」を加え、「首都圏本部長」を「首都圏本部長及び公民連携・企業誘致推進監」に、

「	富山県美術館長 衛生研究所長	」
---	-------------------	---

を

「	富山県美術館長 高志の国文学館館長代行 衛生研究所長	」
---	----------------------------------	---

に、

「	企業誘致専門監	」
---	---------	---

を

「	企業誘致専門監 広域連携推進監 人材確保・育成推進監	」
---	----------------------------------	---

に、「児童相談所の次長」を「児童相談所の次長及びこども相談センター長」に改め、同表備考第3項中「情報企画監」を「本庁の室長、情報企画監及び人材確保・育成推進監」に、同表備考第4項中「、富山県美術館副館長」を「、公文書館長、富山県美術館副館長、水墨美術館長」に改め、同表備考中第11項を第13項とし、第6項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第5項の次に次の2項を加える。

6 知事部局の項中自動車税センター所長代理及び立山博物館副館長については、人事委員会が認める場合にあっては、区分を7種とすることができる。

7 教育委員会の項中図書館の総務課長については、人事委員会が認める場合

にあつては、区分を 7 種とすることができる。

別表第 2 行政職給料表の部 6 級の款中

「		5 種	66, 500 円	」
を		4 種	74, 800 円	」
		5 種	66, 500 円	

に改める。

別表第 3 行政職給料表の部 6 級の款中

「		5 種	51, 400 円	」
を		4 種	57, 800 円	」
		5 種	51, 400 円	

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人委・企画・任用課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第 13 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 262 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 24 条」を削る。

第2条第1項第3号中「条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める」を「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年富山県人事委員会規則第15号）による改正前の地域手当に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）別表に掲げる」に、「同項の人事委員会規則で定める」を「旧規則で定める」に、「条例第10条の2の規定による」を「旧規則第3条の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同条同項第4号及び第5号中「条例第10条の2の規定による」を「旧規則第3条の規定により」に、「される」を「されていた」に改める。

第4条中「第9条」を「第10条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	60,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	56,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	52,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	48,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	44,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	40,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	36,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	32,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	28,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	24,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	20,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	16,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	12,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	10,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	8,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	6,000
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	4,000
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	3,000
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	2,000
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	1,500

20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1 種」とは第 2 条第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは同項第 3 号の職又は第 2 条第 1 項行政職を占める職員を、「4 種」とは同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは同項第 5 号の職を占める職員をいう。

別表第 2（第 8 条関係）

職員の区分 期間の区分	職員の区分	
	2 項職員	3 項職員
	円	円
1 年 未 満	36,100	42,000
1 年 以 上 2 年 未 満	36,100	39,200
2 年 以 上 3 年 未 満	36,100	36,400
3 年 以 上 4 年 未 満	36,100	33,600
4 年 以 上 5 年 未 満	36,100	30,800
5 年 以 上 6 年 未 満	36,100	28,000

6年以上7年未満	34,900	25,200
7年以上8年未満	33,600	22,400
8年以上9年未満	32,300	19,600
9年以上10年未満	31,100	16,800
10年以上11年未満	29,800	14,000
11年以上12年未満	28,600	11,200
12年以上13年未満	27,300	8,400
13年以上14年未満	26,000	7,000
14年以上15年未満	25,100	5,600
15年以上16年未満	24,100	4,200
16年以上17年未満	23,100	2,800
17年以上18年未満	22,100	2,100
18年以上19年未満	21,100	1,400
19年以上20年未満	20,200	1,100
20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	
31年以上32年未満	14,500	
32年以上33年未満	13,900	
33年以上34年未満	13,200	
34年以上35年未満	12,700	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年富山県条例第 23 号）による改正前の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定めるものとしての初任給調整手当の支給を受けていた職員に係る支給期間及び支給額は、なお従前の例による。

(人委・企画・任用課)

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第 14 号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 263 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条及び第 10 条」を「第 9 条」に改める。

第 2 条第 1 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第 3 条を次のように改める。

(届出)

第 3 条 新たに条例第 9 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様と

する。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「ならない」を「ならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする」に改め、同条第2項中「人事委員会が別に定める様式」を「人事委員会が別に定める様式の扶養手当認定簿」に改める。

第7条と第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(支給の始期及び終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(令和7年改正条例附則第4条の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条の2中「条例第9条第1項の」とあるのは、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山県条例第23号）附則第4条の規定により読み替え

られた条例（以下「読替え後の条例」という。）第 9 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級以上に相当する職員として」と、第 2 条及び第 2 条の 2 中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第 3 条第 1 項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、第 5 条第 1 項及び第 6 条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員）

- 3 読替え後の条例第 9 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 8 級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第 1 条の 2 及び第 2 条の 2 に規定する職員とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（人委・企画・任用課）

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第15号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 264号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までを削る。

別表中「7 級地」を「5 級地」に改め、同表の備考中「平成27年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和10年 3 月31日までの間における地域手当）

2 令和10年3月31日までの間における条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当に関する規則第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。

3 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山県条例第23号。次項において「令和7年改正条例」という。）附則第5条第1項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- | | | |
|------|-----------|---------|
| (1) | 20パーセント級地 | 100分の20 |
| (2) | 16パーセント級地 | 100分の16 |
| (3) | 15パーセント級地 | 100分の15 |
| (4) | 14パーセント級地 | 100分の14 |
| (5) | 13パーセント級地 | 100分の13 |
| (6) | 12パーセント級地 | 100分の12 |
| (7) | 11パーセント級地 | 100分の11 |
| (8) | 10パーセント級地 | 100分の10 |
| (9) | 9パーセント級地 | 100分の9 |
| (10) | 8パーセント級地 | 100分の8 |
| (11) | 7パーセント級地 | 100分の7 |
| (12) | 6パーセント級地 | 100分の6 |
| (13) | 5パーセント級地 | 100分の5 |
| (14) | 4パーセント級地 | 100分の4 |
| (15) | 3パーセント級地 | 100分の3 |
| (16) | 2パーセント級地 | 100分の2 |
| (17) | 1パーセント級地 | 100分の1 |

4 令和7年改正条例附則第5条後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表（附則第 2 項及び附則第 4 項関係）

都道府県	支給地域	級地
富山県	富山市	3 パーセント級地
東京都	特別区	20パーセント級地
愛知県	名古屋市	14パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和 7 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

（人委・企画・任用課）

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第16号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 265号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第24条」を削る。

第 2 条第 2 号中「条例第 9 条に規定する扶養親族で条例第10条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 4 条中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、「（地方公務員法（昭和

25年法律第 261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、「職員以外の地方公務員、国家公務員、その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有すると人事委員会が認める法人に使用されるもの又はこれらとの均衡を考慮してこれらの者に準ずると人事委員会が認めるものから引き続き」を「新たに」に、「、外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員」を「又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員」に、「、公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例」に改め、「又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用された職員」及び「又は採用」を削る。

第5条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても同様とする」を加える。

第8条第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)